

墨田区のお知らせ

No.1850

2017年(平成29年) 4/1

毎月1日・11日・21日発行

- ◆2面以降の主な内容
- 2・3面・・・分譲マンション支援事業
- 4～6面・・・講座・教室・催し・募集
- 7面・・・すこやかライフ
- 8面・・・すみだ見聞録



つながる 墨田区

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

快適な暮らしを守るために

分譲マンションの適正管理に関する条例ができました

あなたのマンションでこんなことはありませんか？

<input checked="" type="checkbox"/> 管理規約がない 	今は大丈夫 でもいずれは...	一室が事務所になり、見知らぬ人の出入りが増えた
<input checked="" type="checkbox"/> 長期修繕計画を作っていない 	今は大丈夫 でもいずれは...	その場しのぎの修繕工事を繰り返した結果、合計費用が割高になった
<input checked="" type="checkbox"/> 区分所有者や居住者等の名簿がない 	今は大丈夫 でもいずれは...	災害時に全員が避難できたかどうか把握できない

最悪の場合



こうした事態を防ぐため、届出書の提出やマンションの適正管理が義務化されました。

[問合せ]住宅課計画担当 ☎5608-6215

分譲マンションの適正管理に関する条例とは

「分譲マンションの適正管理に関する条例」は、分譲マンションの良好な管理を推進するために、区、区分所有者、居住者・使用者、管理業者等がそれぞれ取り組むべき事項について定めたものです。4月1日から施行され、管理状況等に関する届出書の提出、管理規約や区分所有者・居住者等の名簿の作成・保管、長期修繕計画の作成などが義務化されました。

届出書とは

分譲マンションの現状を区に届け出るものです。地下を除く3階以上の非木造建築物で、住戸の数が6戸以上あり、区分所有者が2人以上いる区内のマンションが対象となります。

ポイント 管理の改善点がわかる

チェックリスト形式のため、現在のマンション管理で必要な改善点がわかりやすい

ポイント 理事会・総会での情報共有に役立つ

届出の内容を理事会や総会で共有することで、今後のマンション管理の課題解決に向けた合意形成をより円滑に行うことができる

ポイント 区から適切な支援を受けられる

届け出ること、マンションの現状に応じた支援や助成を区から受けられる(分譲マンション支援事業の詳細は今号2面を参照)



分譲マンション管理組合



届出書の提出

マンション管理の総合的な支援

管理運営・大規模修繕に関する情報提供、修繕計画作成・見直しへのアドバイス等

墨田区

条例の詳細・届出書の書き方等は問合せ先へ

届出書は、下記で配布するほか、対象になると思われるマンションの管理組合へ、4月中旬～6月末に順次郵送予定です。届出書の提出がない場合や、条例に適合しない項目が届出内容にある場合は、区から助言や支援を行います。それでも改善されない場合は、状況に応じて指導・勧告・公表を行います。まずは、区にご相談ください。

【届出書の配布場所】住宅課(区役所9階) *区ホームページからも出力可 **【届出者】**区内分譲マンションの代表者・管理組合など **【届出方法】** 随時、届出書を直接または郵送、Eメールで、〒130-8640住宅課計画担当(区役所9階) ☎5608-6215・✉JUUTAKU@city.sumida.lg.jpへ